平成２３年（フ）第１５４７号
大阪府河内長野市南花台３丁目４番34―104号、前住所大阪府河内長野市加賀田2797番地の９
債務者　岩橋つかさ
１　決定年月日時　平成24年４月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１６３８号
大阪府羽曳野市野々上５丁目８番７号、前住所大阪府羽曳野市野々上５丁目７番15号
債務者　マスコットこと　桑原八重子（旧姓藤岡）
１　決定年月日時　平成24年４月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第８４号
堺市北区中百舌鳥町６丁879番地３
債務者　松浦　敏惠
１　決定年月日時　平成24年４月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３４９号
堺市中区東山372番地18
債務者　西本　悦子
１　決定年月日時　平成24年４月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３５２号
堺市西区浜寺船尾町東４丁271番地13
債務者　ネイルサロンララこと小川淑子こと
金　　貞淑
１　決定年月日時　平成24年４月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３５６号
堺市中区深井清水町3253　南埜第１マンション102号室、住民票上の住所大阪府富田林市若松町１丁目20番２号
債務者　米田　　実
１　決定年月日時　平成24年４月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第９２号
長崎県西海市西彼町伊ノ浦郷282番地４、旧住所長崎県佐世保市日宇町1014番地
債務者　北島めぐみ（旧姓西尾）
１　決定年月日時　平成24年４月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１０号
岩手県宮古市板屋３丁目４番51号
債務者　富塚　惠悦
１　決定年月日時　平成24年４月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
５　免責審尋期日　平成24年６月22日午前10時
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２４年（フ）第１１号
岩手県宮古市小山田２丁目７番13―１号　大久保アパート
債務者　堀切　元子
１　決定年月日時　平成24年４月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
５　免責審尋期日　平成24年６月22日午前10時
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２４年（フ）第３７１３号
東京都世田谷区千歳台４丁目９―２―402
債務者　菱木　茂子
１　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
５　免責審尋期日　平成24年６月19日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１６４号
静岡市清水区高橋３丁目４番78号　野田アパート１Ｆ２号、旧住所静岡市清水区八坂西町11番20号
債務者　伊藤　佳裕
１　決定年月日時　平成24年４月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
５　免責審尋期日　平成24年６月15日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９号
岩手県下閉伊郡山田町飯岡第７地割61番地11
債務者　山崎　美江
１　決定年月日時　平成24年４月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
５　免責審尋期日　平成24年６月29日午前10時
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２４年（フ）第８５号
北海道白糠郡白糠町西庶路西２条南３丁目２番地５
債務者　澤口　紀子
１　決定年月日時　平成24年５月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
５　免責審尋期日　平成24年６月27日午前９時30分
釧路地方裁判所

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２３年（フ）第６６４号
愛知県西尾市吉良町友国赤田51番地、前住所愛知県幡豆郡吉良町大字友国字王塚14番地３
破産者　中野工務店こと　中根　松良
１　主文　当裁判所が平成24年２月９日になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「愛知県西尾市吉良町友国赤田51番地、前住所愛知県幡豆郡吉良町大字友国字大塚14番地３」とあるのを「愛知県西尾市吉良町友国赤田51番地、前住所愛知県幡豆郡吉良町大字友国字王塚14番地３」と更正する。
２　決定年月日　平成24年４月26日
名古屋地方裁判所岡崎支部

破産手続終結

平成１９年（フ）第３２４７号
福岡市西区小戸３丁目15番10号
破産者　株式会社まるひろ水産
１　決定年月日　平成24年４月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第２３４号
山口県宇部市松山町２丁目２番地の１
破産者　芝中運送有限会社
１　決定年月日　平成24年５月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
山口地方裁判所宇部支部